

○議長（吉田敏郎）

それでは、次に移ります。

日程第5 議案第63号 指定管理者の指定について（地域集会施設）を議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町地域集会施設条例第6条の規定により、指定管理者に開成町内の各地域集会施設の管理を行わせるため、指定管理者の指定を提案をいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（石井直樹）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第63号 指定管理者の指定について（地域集会施設）。

次のように、地域集会施設の指定管理者を指定したい。よって、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めます。

1、指定管理者対象施設及び指定管理者の名称等でございます。

管理を行わせるものの公の施設の名称。岡野老人憩の家、位置、開成町岡野186番地。指定管理者の名称、岡野自治会、指定管理者の代表、岡野自治会長、尾川信康。

金井島公民館以下につきましては、申し訳ございません。読み上げを省略させていただきますと思います。

各集会施設の施設名は、上段、位置は下段になります。

指定管理者の名称は、各自治会名、なお、指定管理者の代表者は、現在の自治会長様のお名前となっております。

次に、2の指定の期間でございます。

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間になります。

令和2年12月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、資料のほうを御覧いただきたいと思います。

議案を含めて、全部で33ページでございます。資料のほうに、ページが振ってございませんで、申し訳ございません。

それでは、資料のほうですが、3ページ目から16ページ目まで、こちらが各自治会から提出された、開成町の地域集会施設指定管理者指定申請書のかがみの写しになります。よろしいでしょうか。全部で14自治会ということでございます。

続きまして、17ページになりますが、企画政策課協働推進担当課長から開成町指定管理者選定委員会委員長に宛てた、開成町公の施設に係る指定管理者の候補者選定会社の写しになります。

次の18ページにつきましては、開成町の地域集会施設指定管理者一覧でございます。

続きまして、19ページでございますが、開成町指定管理者選定委員会委員長から企画政策課協働推進担当課長宛てた、開成町公の施設に係る指定管理者の候補者選定結果報告書の写しになります。こちら20ページから33ページにつきましては、開成町地域集会施設、指定管理者候補者選定に係る評価結果書の添付でございます。

それでは、選定の経緯等について、詳細につきましては、開成町指定管理者選定委員会委員長であります、副町長から御説明申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

それでは、指定管理者選定委員会を代表しまして、開成町内各地域集会施設に係る指定管理者の指定について、御説明をさせていただきます。

岡野老人憩の家をはじめとする14の施設につきましては、令和3年3月31日をもって、現時点、指定管理者が満了することが、岡野自治会長外、13名の自治会長により、指定申請書の提出が9月11日にございました。

選定委員会では、開成町福社会館と併せて、審査手続等をしてまいりました。

公の施設の更新整備の採用の可否につきましては、平成18年度から各地域集会施設等が指定管理に指定され、現在も各施設の維持管理や運営を適切に行っており、引き続き各地域集会施設等指定管理者として適用することが妥当であると、委員会としての判断をさせていただきます。

選定結果につきましては、私と3人の部長、1人の参事の合計5名で行っております。

あらかじめ各自治会から提出されました書類により、審査をさせていただきます。

ちょっと割愛させていただきますが、それぞれ14施設について、自治会が指定管理することが適当であるという最終判定結果となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第63号 指定管理者の指定について（地域集会施設）、原案に賛成の方は、

賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。

( 賛 成 全 員 )

○議長（吉田敏郎）

採決を締め切ります。

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。